

「旧筑波ハウスの跡地利用に関する署名要望書」に関わる 久松公生議員の署名活動に関する疑念に関する調査特別委員会資料
令和6年3月14日

令和6年 3月 日

かすみがうら市議会
議長 小座野 定 信 様

「旧筑波ハウスの跡地利用に関する署名要望書」
に関わる久松公生議員の署名活動に関する疑念に
関する調査特別委員会 委員長 矢 口 龍 人

「旧筑波ハウスの跡地利用に関する署名要望書」に関わる久松公生議員の
署名活動に関する疑念に関する調査特別委員会
調査結果報告書（案）について

本委員会に付託の事件について、調査の結果別紙のとおり決定したことから、かすみ
がうら市議会会議規則第110条の規定により報告します。

「旧筑波ハウスの跡地利用に関する署名要望書」に関わる
久松公生議員の署名活動に関する疑念に関する調査特別委員会
調査結果報告書（案）

令和6年 3月 日

かすみがうら市議会

目次

	ページ
1. 調査の趣旨	1
2. 特別委員会の設置	1
(1) 設置決議	
(2) 委員会名	
(3) 委員構成	
3. 調査事項	2
4. 委員会の開催状況	2～3
5. 説明員、証人、参考人の出席等	4～6
(1) 執行機関として出席を求めた者、説明の概要	
(2) 証人として出頭を求めた者、証言を求めた事項	
(3) 参考人として出席を求めた者、意見を求めた事項	
6. 記録、資料の提出	6～8
(1) 執行機関に提出を求めた資料	
(2) 地方自治法第100条1項で提出を求めた記録	
7. 調査の内容と結果	8～13
(1) 調査の内容	
(2) 調査の結果	
(3) 結論	
(4) 弁護士の補足意見	
8. 証言拒否等	13～14
(1) 参考人の出席拒否	
(2) 記録の提出拒否（不可）	
9. 告発の状況	14
10. 調査経費	15

1. 調査の趣旨

令和5年5月23日付で、「複合交流施設整備を当初の計画通り進めることを求める要望書」が市長へ提出されたが、令和5年6月12日の令和5年かすみがうら市議会第2回定例会における佐藤文雄議員の緊急質問および市長答弁の中で、当該要望書に付された署名者の一部からの問い合わせにより、自らの意思とは異なる署名が存在すること、さらにこの署名活動への久松公生議員の関与が取り沙汰された。

このことについて、かすみがうら市議会として真実を明らかにすべく、同日中に地方自治法第100条1項の権限が付与された本調査特別委員会の設置に係る決議案が提出され、賛成多数により可決された。これにより、100条調査権に基づく記録提出・証人尋問等の方法で調査を行った。

2. 特別委員会の設置

(1) 設置決議

『旧筑波ハウスの跡地利用に関する署名要望書』に関わる久松公生議員の署名活動に関する疑念の調査に関する決議

令和5年6月12日 令和5年かすみがうら市議会第2回定例会において、賛成多数で可決

(2) 委員会名

「旧筑波ハウスの跡地利用に関する署名要望書」に関わる久松公生議員の署名活動に関する疑念に関する調査特別委員会

(3) 委員構成

委員数 14名

委員長	矢口 龍人	副委員長	櫻井 繁行
委員	佐藤 文雄	委員	岡崎 勉
委員	来栖 丈治	委員	設楽 健夫
委員	小倉 博	委員	櫻井 健一
委員	鈴木 貞行	委員	服部 栄一
委員	石澤 正広	委員	鈴木 更司
委員	塚本 直樹	委員	井出 有史

(4) オブザーバー

大川 隆司 弁護士（神奈川県弁護士会所属）

委員会第2回（令和5年8月2日）で決定

3. 調査事項

署名偽造に関する事項

4. 委員会の開催状況

回数	日時・場所	事件
第1回	令和5年6月12日(月) 開会 午後2時56分 散会 午後3時 1分 全員協議会室	(1) 正副委員長の互選について (2) 閉会中の継続審査について (3) その他
第2回	令和5年8月2日(水) 開会 午後1時30分 散会 午後2時35分 全員協議会室	(1) 百条調査権の概要について (2) 委員会運営要領(案)について (3) 今後の委員会開催計画等(案)について (4) 弁護士の選任について (5) オブザーバー(弁護士)の設置について (6) その他
第3回	令和5年8月28日(月) 開会 午前10時00分 散会 午前11時49分 全員協議会室	(1) 本件に係る執行部からの説明 (2) 次回委員会での証人尋問(参考人招致)について (3) 提出を求める記録について (4) その他
第4回	令和5年10月2日(月) 開会 午前 9時56分 散会 午前10時58分 全員協議会室	(1) 前回委員会で提出を求めた資料について (2) 次回委員会での証人喚問(参考人招致)について (3) その他
第5回	令和5年10月31日(火) 開会 午前 9時59分 散会 午前11時35分 全員協議会室	(1) 前回委員会で提出を求めた資料について (2) 次回委員会での証人喚問(参考人招致)について (3) その他

第6回	令和5年12月8日(金) 開会 午前10時00分 散会 午前10時35分 全員協議会室	(1) 報告事項について (2) 署名代表者の証人喚問について (3) その他
第7回	令和5年12月19日(火) 開会 午前10時00分 散会 午後0時10分 全員協議会室	(1) 証人喚問 (2) 次回委員会での証人喚問(参考人招致)について (3) 提出を求める記録について (4) その他
第8回	令和6年1月16日(火) 開会 午後1時30分 散会 午後3時6分 全員協議会室	(1) 参考人質疑 (2) 参考人招致に係る報告について (3) 前回委員会で提出を求めた資料について (4) 次回委員会での証人喚問(参考人招致)について (5) 提出を求める記録について (6) その他
第9回	令和6年2月1日(木) 開会 午前10時00分 散会 午前10時36分 全員協議会室	(1) 前回委員会からの報告について (2) 次回委員会での証人喚問(参考人招致)について (3) 提出を求める記録について (4) その他
第10回	令和6年2月20日(火) 開会 午前10時00分 散会 午前11時51分 全員協議会室	(1) 久松公生証人への証人喚問 (2) 前回までの調査結果報告書(案)について (3) その他
第11回	令和6年3月14日(木) 開会 午前10時00分 散会 午時分 全員協議会室	(1) 刑事訴訟法に基づく適正な手続を求める決議について (2) 調査結果報告書(案)について (3) その他

5. 説明員、証人、参考人の出席等

(1) 執行機関として出席を求めた者、説明を求めた事項

【第3回】令和5年8月28日（月）

職・氏名	説明を求めた事項
市長 宮嶋 謙 副市長 飯塚 一政 市長公室長 横田 茂 秘書広報課長 加藤 洋一	・「複合交流施設整備を当初の計画通り進めることを求める要望書」および署名簿が市長に提出されてから、取り下げられるまでの経緯。

【第4回】令和5年10月2日（月）

職・氏名	説明を求めた事項
市長 宮嶋 謙 副市長 飯塚 一政 市長公室長 横田 茂 秘書広報課長 加藤 洋一	・「署名に記載のある方から届いた声」に係る資料請求に対する回答について。

【第5回】令和5年10月31日（月）

職・氏名	説明を求めた事項
市長 宮嶋 謙 副市長 飯塚 一政 市長公室長 横田 茂 秘書広報課長 加藤 洋一	・「署名に記載のある方から届いた声」のうち、委員会へ提出する承諾を得られた方に係る資料について。

(2) 証人として出頭を求めた者、証言を求めた事項

【第7回】令和5年12月19日(火)

氏名	証言を求めた事項
関係人 田代 和正	<ul style="list-style-type: none">・署名活動代表者就任に関する経緯・署名活動における久松公生議員との関係・署名活動の方法・実態・署名活動における協議の参加者について・署名偽造に関する協議の有無・署名偽造に対する認知と考え方・本人の意思に反する署名が発生した背景・署名偽造の実行者・要望書取り下げの理由・要望書を出し直さない理由・要望書の作成者・要望書提出や取り下げの周知方法・委員会の記録提出請求に対する意見書作成の経緯・委員会への記録提出拒否の判断根拠・署名偽造の確認作業について・委員会への記録提出拒否に関する認識・偽造された署名以外の署名についての認識・署名活動と政治活動の認識

【第10回】令和6年2月20日(火)

氏名	証言を求めた事項
関係人 久松公生	<ul style="list-style-type: none">・集めた署名の数・署名活動の実態・署名簿等の記録の保存について・代筆・代書に対する認識・不正行為の有無・不正行為の認知の有無・要望書提出者との関係

(3) 参考人として出席を求めた者、意見を求めた事項

【第8回】令和6年1月16日(火)

氏名	意見を求めた事項
狩野 平左衛門岳也	・「複合交流拠点施設整備を当初の計画通り進めることを求める要望書」との関係について。
※本人の希望により 非公開	・「複合交流施設整備を当初の計画通り進めることを求める要望書」に係る署名を断ったにもかかわらず、署名されていたことについて。

6. 資料、記録の提出

(1) 執行機関に提出を求めた資料

【第2回】令和5年8月2日(水) 決定

請求先(担当部局)	提出を求めた資料
市長 宮嶋 謙 (市長公室秘書広報課)	「複合交流拠点施設整備を当初の計画通り進めることを求める要望書」に関して 1. 署名を含む要望書類の控え 2. 署名簿において署名偽造の疑いがある箇所の記録資料 3. 市からの回答書類および回答に対する市民からの反応に係る記録資料 4. 要望書の取下げの申し出および取下げ受諾に係る資料 5. その他標記要望書に係る資料

【第3回】令和5年8月28日(月) 決定

請求先(担当部局)	提出を求めた資料
市長 宮嶋 謙 (市長公室秘書広報課)	第2回委員会で決定した請求に対し提出された資料のうち ・「署名に記載のある方から届いた声」にあたる53名について、署名簿に記載された情報。

【第5回】令和5年10月2日（月）決定

請求先（担当部局）	提出を求めた資料
市長 宮嶋 謙 （市長公室秘書広報課）	第2回委員会で決定した請求に対し提出された資料のうち ・「署名に記載のある方から届いた声」にあたる53名のうち、委員会への提出に同意した方の署名簿に記載された情報。

(2) 地方自治法第100条1項で提出を求めた記録

【第3回】令和5年8月28日（月）決定

請求先	記録名
関係人 田代 和正	令和5年5月23日及び令和5年6月6日にかすみがうら市長へ提出された「複合交流拠点施設整備を当初の計画通り進めることを求める要望書」に係る計5,221名分の署名簿。
市長 宮嶋 謙	第2回委員会で決定した請求に対し提出された資料のうち ・「署名に記載のある方から届いた声」にあたる53名について、署名簿に記載された情報。

【第4回】令和5年10月2日（月）決定

請求先	記録名
関係人 田代 和正	令和5年5月23日及び令和5年6月6日にかすみがうら市長へ提出された「複合交流拠点施設整備を当初の計画通り進めることを求める要望書」に係る計5,221名分の署名簿。（再請求）

【第7回】令和5年12月19日（火）決定

請求先	記録名
関係人 田代 和正	令和5年5月23日及び令和5年6月6日にかすみがうら市長へ提出された「複合交流拠点施設整備を当初の計画通り進めることを求める要望書」に係る計5,221名分の署名簿の写し。

【第8回】令和6年1月16日（火）決定

請求先	記録名
関係人 田代 和正	令和5年5月23日及び令和5年6月6日にかすみがうら市長へ提出された「複合交流拠点施設整備を当初の計画通り進めることを求める要望書」に係る署名簿の写しを保存した、破損したUSBメモリの現物およびデータ復旧作業を行った端末の現物。
市長 宮嶋 謙	令和5年5月23日及び令和5年6月6日にかすみがうら市長へ提出された「複合交流拠点施設整備を当初の計画通り進めることを求める要望書」に係る計5,221名分の署名簿の写し。

7. 調査の内容と結果

(1) 調査の内容

ア 市執行部から本委員会に提出された資料について

委員会第3回の市執行部の説明により、令和5年5月23日付で提出された「複合交流施設整備を当初の計画通り進めることを求める要望書」（以下、「本件要望書」）に署名のあった方に対し、市の将来についての考えや期待に対する感謝を伝える回答書を執行部から郵送したところ、送付した方々からの問い合わせで、「家族が勝手に署名したもの」（12名）、「署名の話はあり、断ったが署名されていた」（2名）、「署名自体、身に覚えがない」（39名）との声があったことが分かった。

しかし、令和5年第2回定例会で市長が答弁した、本人によらない署名が2,000筆以上あることの調査の必要性や、偽造の有無を確かめるため筆跡鑑定を視野に入れて調査することから、署名簿写しの提出を市長へ求めたところ、個人情報保護の観点から拒否されたものの、上記回答書に対し問い合わせのあった計53名の署名簿記載部分の写しについては、その内で本人の承諾を得られたもののみ、委員会へ提出されることとなり、委員会第5回で、「署名自体、身に覚えがない」方4名と、「署名の話はあり、断ったが署名されていた」方1名の署名簿記載部分の写しが委員会へ提出された。なお、署名簿原本については、本件要望書提出者であり署名代表者である関係人・田代和正氏へ提出を求めたが、提出は拒否された。

イ 内部告発と称する資料について

委員会第6回では、内部告発と称する本委員会あての差出人不明の郵便文書において、「この署名活動においては複数の議員が関わっている」旨が示唆された。そ

の折に、櫻井繁行副委員長より、久松公生議員から櫻井繁行副委員長へ署名活動に協力するよう依頼があり、自身も署名活動を行ったこと、しかし田代和正氏とは面識がなく、署名活動に際し誰かと協議もしておらず、署名偽造に係る行為も一切していないとの発言があった。

ウ 田代和正氏の証言要旨

委員会第7回において、署名活動の実態や署名偽造と久松公生議員の関与の有無等を調査するため、関係人・田代和正氏へ証人尋問を行った結果、次のような証言が得られた。

- ①田代和正氏は本件要望書を作成するにあたり、久松公生議員の助言を得た。
- ②署名活動を行うにあたり、田代和正氏から特定の人物との協議や依頼をして組織的に署名活動を行ったわけではない。署名してくれた人づてに署名の輪が広がっていった。
- ③署名を集めてくれた人物の一人に久松公生議員がいた。
- ④久松公生議員の集めた署名は3,000名を超えていた。
- ⑤田代和正氏は、署名について偽造があったかどうかは知り得ていない。また、偽造があったとは思っていない。なお、家族による代筆は偽造ではないと認識している。
- ⑥本件要望書の取り下げについては田代和正氏一人で判断した。
- ⑦田代和正氏は署名簿の原本を処分したが、写しを保管してある。

その後、田代和正氏へ署名簿の写しの提出を求めたが、保管してあるデータが破損したとのことにより、提出不可となった。

エ 「署名の話はあり、断ったが署名されていた」参考人の供述要旨

委員会第8回では、市執行部から提出された記録にあった「署名の話はあり、断ったが署名されていた」方1名を参考人として招致したところ、次のような供述を得られた。

- ①夏になる前、参考人の自宅へ訪問があり、本件要望書に係る署名を求められたが、考えが異なることから、断った。にもかかわらず、市より署名者に対する回答書が届いたため、市へ問い合わせ、署名していないと伝えた。
- ②訪問者については、1名ないし2名だったが、参考人は明確に覚えていない。久松公生議員とは話したことはあるが、上記の訪問時だったか、別の機会だったかは、記憶が混同し明言できない。
- ③委員会第5回で市執行部より提出された署名簿記載の署名の写しと、それを委員会に提出することを承認する参考人自身の署名の写しと、その他自身の筆跡の提供及び筆跡鑑定に使用することについて承諾する。

オ 久松公生議員の証言要旨

委員会第10回において、久松公生議員に対し証人尋問を行ったところ、次のような証言を得られた。

- ①久松公生議員は、本件要望書提出時には約3,000人、追加の提出時には約300人弱の署名を集めた。
- ②署名活動にあたり、久松公生議員は約100人に声かけを行った。その約100人の誰かが署名偽造を行ったかどうかについては、久松公生議員は心当たりがない。なお、声かけを行った約100人の中に、櫻井繁行副委員長ほか3名の議員がいた。
- ③久松公生議員は、署名に関して、本人の同意があれば代筆は問題ないと考えている。ただし、代筆者の記載など、代筆の根拠を残すべきだったかどうかについて、久松公生議員にはそこまでの意識はなかった。
- ④久松公生議員は、署名簿の控えは所持していない。
- ⑤数は把握していないが、久松公生議員が集めた署名の中に、家族と思われる同一の姓の署名があった。
- ⑥久松公生議員は、本件要望署名活動において田代和正氏より相談を受けていた。田代和正氏が本件要望書と署名を取り下げる前日は、久松公生議員は取り下げる旨の報告を受けただけだった。
- ⑦久松公生議員本人は、署名活動において市民の名前を許可なく書いたことはない。
- ⑧令和5年6月12日の緊急質問において市長が答弁した「市議会議員から署名を勧められたが、断ったという方がおり、勝手に名前が使われた。その議員に確認の電話をしたところ、議員から自分で署名したことにして欲しいとお願いされた。その議員は久松公生議員である。」という内容については、心当たりがない。ただし、市長の答弁が虚偽であるかどうかについては判別できず、自らが相談していた弁護士の助言により、本委員会の調査が終了するまで事態を静観することになっていた。
- ⑨委員会第8回で招致した参考人による、「署名を求めてきた人物に久松公生議員がいたかもしれない。」という意見について、久松公生議員には心当たりがない。

カ 筆跡について

市執行部から提出された、委員会第8回で招致した参考人の名前が書かれた署名簿の写しによる筆跡と、参考人の実際の署名による筆跡を、委員全員で見比べたところ、明らかな相違があることが分かった。

そして、執行部から提出された上記参考人の名前を含む5名分の署名簿記載の筆跡と、久松公生議員の筆跡を、委員全員で見比べたところ、どの署名においても筆跡が異なることが分かった。

(2) 調査の結果

ア 「複合交流拠点施設整備を当初の計画通り進めることを求める要望書」（以下、「本件要望書」）における署名の中に、名義人に無断で偽造された署名が含まれていた、という事実は、市からの回答に対し、53名の市民が「署名をした事実は無い」旨の連絡を市に寄せている事実を示す市執行部提出資料、ならびに委員会第8回における参考人が「訪問者から署名を求められたが断った」旨の供述をしていることによって認めることができる。

なお、委員会の面前における同参考人の直筆の署名と、署名簿（市執行部の提出した抜粋）上の筆跡が、明らかに相違することを確認することができた。

イ しかし、参考人の供述からは、署名の偽造者が誰であるかということまでは判明しなかった。

また、参考人は、令和5年の夏前に久松公生議員の来訪を受けたと記憶しているが、同議員が署名を求めるとして来訪したものであったか否かは記憶していないと供述した。なお、久松議員の筆跡が、市執行部が提出した抜粋署名（参考人名義の署名を含む）のいずれとも一致しないという事実を確認することができた。

ウ 一方、署名活動の代表者である田代和正証人の証言、及び署名の大半（3,000筆超）を集めた久松公生議員の証言は、いずれも署名の偽造について思い当たる節はない、というものであり、また久松議員の証言によれば、同議員が直接声掛けをして、署名活動に参加してもらった市民の数は約100名に上るとのことなので、委員会の調査により署名の偽造者を特定することは、極めて困難であることが判明した。

エ なお、本件要望書における署名活動にあたっては、署名を代筆した場合にその旨がわかるような注意は特に払われていなかったことも、田代・久松両証人の証言から明らかになった。

(3) 結論

これまでの調査で、本件要望書に係る署名簿の中に、何者かによって偽造された署名が確かに存在することは明らかになったが、その偽造者を特定することはできなかった。

住民から市長にあてた要望書等は、住民が抱く希望を直接市制に届ける機能を果たすものであるから、地方自治の本旨たる住民自治の基礎をなす重要な役割を担っている。そのように重要な役割を担う署名簿に偽造を加えることは、きわめて悪質であり、繰り返されてはならないことである。

この観点から、次の2つの策を講ずることが適切であるとの結論に至った。

ア 刑事訴訟法に基づく告発

刑事訴訟法239条第2項は「官吏または公吏は、その職務を行う事により犯罪があると思料するときは告発しなければならない。」と規定している。同項の規定に基づき、本件要望書に係る署名簿（有印私文書）の一部に偽造があったことを被疑事実として告発を行い、署名偽造者について然るべき処罰を求めること。

※委員会審議結果によって加除修正※

イ 再発防止策

署名活動を行う場合、今後市に提出される要望書等に係る署名については、自署を原則とし、代筆の場合は代筆者の署名を併記することを周知させるなど、偽造を極力防止する方策をとることが望ましい。

(4) 弁護士の補足意見

ア 「本件要望書に署名した覚えがない」という趣旨の連絡を市に寄せた53名のうち、当委員会に当該署名部分が提出されることに同意した市民は5名に止まった。

本委員会に参考人として出頭されたのは、その中の1名に止まり、同参考人の供述からは署名偽造者を特定することはできなかった。

イ 一方、市議会本会議（令和5年6月12日）における市長の説明によれば、「同じ筆跡で名前を書き連ねたようなものの署名」が2,000筆以上あった、というのであるから、署名簿の写しを筆跡鑑定することにより、「2,000筆以上」の疑問署名の中から、家族による代筆という説明が付きにくい署名の範囲を絞り込んだ上、同一性のある筆跡を特定することは可能であると考

えられる。参考人として事情聴取をする対象も、これに対応して拡大すれば、署名の偽造者を特定できる可能性もあると思われる。

ウ 市執行部が署名簿の写しを当委員会に提出されなかったことはこのような調査の展開を妨げるものであったということができ、この点に於いてまことに遺憾であった。

個人情報保護法第69条に「行政機関の長等は法令に基づく場合を除き利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し又は提供してはならない」と規定するところ、議会の提出請求は地方自治法第100条第1項という「法令に基づく」ものだからである。(ちなみに個人情報保護法第63条により、地方公共団体の機関は「行政機関の長等」に含まれる。なお市執行部が援用するかすみがうら市情報公開条例は、市の機関の相互関係を規律する規範と言えるものではない。)

エ しかし当委員会の存続期間や事務処理能力の限界等を考慮すると、署名簿の筆跡鑑定や、その結果の評価までを当委員会の責任において実施することは現実的とは言えない。これらの作業は司法機関に委ねるのが適切である。

なお付言すれば、議会の構成員だけでなく、市長以下の執行部職員も公務員として等しく、刑事訴訟法第239条第2項の「告発義務」を負うのであるから、執行部は、告発がなされた後の司法手続きに、署名簿の写しの提出を含む全面的協力をなすべきであると考えます。

8. 証言拒否等

(1) 参考人の出席拒否

・関係人 狩野 平左衛門岳也 (令和6年1月16日 第8回)

※参考人招致をしたものの出席がかなわないことから、委員長と協議し、別の調査を優先して行うこととした。

(2) 記録の提出拒否 (不可)

氏名	関係人 田代 和正
記録	令和5年5月23日及び令和5年6月6日にかすみがうら市長へ提出された「複合交流拠点施設整備を当初の計画通り進めることを求める要望書」に係る計5, 221名分の署名簿。
事由	原本は処分したため提出不可。

氏名	関係人 田代 和正
記録	令和5年5月23日及び令和5年6月6日にかすみがうら市長へ提出された「複合交流拠点施設整備を当初の計画通り進めることを求める要望書」に係る計5, 221名分の署名簿の写し。
事由	保管したデータが破損したため提出不可。

氏名	関係人 田代 和正
記録	令和5年5月23日及び令和5年6月6日にかすみがうら市長へ提出された「複合交流拠点施設整備を当初の計画通り進めることを求める要望書」に係る署名簿の写しを保存した、破損したUSBメモリの現物およびデータ復旧作業を行った端末の現物。
事由	USBメモリは処分したため提出不可。データ復旧作業は行えなかったことから端末は不存在。

氏名	市長 宮嶋 謙
記録	令和5年5月23日及び令和5年6月6日にかすみがうら市長へ提出された「複合交流拠点施設整備を当初の計画通り進めることを求める要望書」に係る計5, 221名分の署名簿の写し。
事由	署名簿の原本を代表者に返却していること、また署名簿の写しには個人情報が含まれていること、意思確認において「拒否」された方も含まれており、市民の信頼を損なうおそれが高いことから提出不可。

9. 告発の状況

本委員会は、「複合交流拠点施設整備を当初の計画通り進めることを求める要望書」に係る署名簿において、刑法第159条第1項に定める私文書偽造の犯罪があると思料し、刑事訴訟法第239条第2項の規定に基づく適正な手続きを求める決議を行うこと（に決定した。／を審議したが決定には至らなかった。）

※委員会審議結果に従い選択※

10. 調査経費

(1) 調査経費に関する議会の議決

・承認第6号 令和5年度一般会計補正予算（第5号）

令和5年8月10日（木） 専決処分

令和5年9月26日（火） 令和5年第3回定例会にて承認

市議会百条委員会に要する経費 1591千円

(2) 調査に要した経費の決算見込み額

市議会百条委員会に要する経費

旅費	参考人（証人）費用弁償	15,000円
役務費	書留・速達・配達証明郵送料	7,183円
委託料	弁護士法的助言業務委託	915,163円
	市議会会議録等作成業務委託	259,160円
合計		1,196,506円